

愛知県住宅供給公社入札者心得書（物品関係）

（趣旨）

第1条 愛知県住宅供給公社（以下「公社」という。）が発注する物品の製造・販売、物品の買受け又はその他（以下「物品の製造等」という。）の契約に係る競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項は次のとおりである。

（仕様書等）

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書、図面、契約書案、現場及び添付書類を熟覧のうえ入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

（入札保証金）

第3条 入札参加者は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付し、又は入札保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- （1）入札参加者が保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- （2）指名競争入札にあつては入札通知書（以下「指名通知書」という。）、一般競争入札にあつては入札公告において入札保証金の全部または一部の納付を要しないものとされたとき。
- 2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を締結したことによるものであるときは、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。
- 3 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の入札者に対しては入札執行後に還付する。
- 4 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできない。

（入札の方法）

第4条 入札参加者は、入札書を提出する際、あらかじめ指示した様式による入札書を提出しなければならない。

- 2 落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（総価契約において、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(入札書の提出)

第5条 入札書は封かんの上、入札参加者の住所及び氏名を明記、押印のうえ、あらかじめ指名通知書又は入札説明書により示した日時及び場所において、公社職員の指示により提出しなければならない。

〔記入例〕

(表)	(裏)
愛知県住宅供給公社理事長殿 令和〇年〇月〇日開札 調達内容〇〇〇〇の入札書在中	入札者 所在地 氏名 (名称及び代表者氏名)

2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出しなければならない。

3 郵便による入札は認めない。

(入札の辞退)

第6条 指名を受けた者は、入札執行の完了が至るまで、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあっては、辞退する旨を明記した入札書を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札書受領期限までに到達するものに限る。）して行う。
- (2) 入札執行中にあっては、辞退する旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出する。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(入札の中止)

第8条 次の各号に該当する場合は、入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたとき。

(入札書の書換等の禁止)

第9条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の無効)

第 10 条 次の各号の一に該当する場合は当該入札者の入札を無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札。
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しないもののした入札。
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札。
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があつた入札。
- (5) 同一事項の入札に対して二つ以上の意思表示をした入札。
- (6) 記名及び押印のない入札。
- (7) 入札書の記載事項が確認できない入札書。
- (8) 仕様書等を添付することとされた入札にあつては、当該仕様書等が審査の結果採用されなかった者のした入札。
- (9) 特定商品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあつては、同等のものであることを証明できなかった者のした入札。
- (10) 入札書の首標金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札。
- (11) その他入札に関する条件又はあらかじめ指示した事項等に違反した入札。

(開札)

第 11 条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち会わせて行う。

- 2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない公社職員を立ち会わせて行う。

(落札者の決定)

第 12 条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第 13 条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに再度の入札を行う。

(同価の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定)

第 14 条 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。

(入札結果の通知)

第 15 条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知する。

(契約書の提出)

第 16 条 落札者は、落札決定後遅滞なく契約書を作成し、記名押印のうえ、契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合についてはこの限り

でない。

2 落札者が前項に違反して契約書を提出しないときは、当該落札はその効力を失う。

(異議の申立)

第 17 条 入札をした者は、入札後この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等について
の不明を理由として異議を申立てることはできない。